



鳥取

受環生第1988号
平成25年2月22日

鳥取県知事 平井 伸治 様

鳥取市長 竹内 功



鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境
影響評価書についての環境保全の見地からの市長意見について（回答）
（対平成25年1月23日付け第201200161687号）

このことについて、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）第22条第
2項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

担当：鳥取市環境下水道部
生活環境課
山本、佐々木
電話：0857-20-3217

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（仮称）に係る環境影響評価書についての環境保全の見地からの市長意見について

1 この事業の必要性

鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、平成10年3月に鳥取県が作成した「鳥取県ごみ処理広域化計画」において、県内を3ブロックに区分し、ごみ焼却施設の集約化を決定されたことが発端である。

鳥取県東部圏域の1市14町村は、これを受けて平成10年11月に「鳥取県東部ごみ処理広域化推進協議会」を設置し、平成13年3月に「鳥取県東部ごみ処理広域化実施計画」（平成18年8月改訂）を策定したところである。その後、この実施計画に基づき、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「東部広域」という。）が事業主体となって、本事業を進めてきたところであり、この度の環境影響評価書の提出に至ったものである。

現在、稼働している鳥取県東部圏域のごみ焼却施設は、稼働開始から21年を経過した鳥取市神谷清掃工場（270t/日）をはじめ鳥取市国府町クリーンセンター、鳥取市レインボーふくべ及び鳥取市ながおクリーンステーションの4施設であるが、いずれも老朽化が進行している。

また、最大の処理能力を有する神谷清掃工場について、最近、地元関係集落に稼働期限の延長をお願いして平成29年3月31日までとする旨の協定を締結したところであり、この工場が稼働停止した場合には、鳥取県東部圏域の廃棄物処理に重大な支障を生じることになる。

本市は、本市をはじめとする鳥取県東部圏域1市4町の住民の健康を守り、公衆衛生を保持するためには、早急に、東部広域が可燃物処理施設の建設工事に着手し、平成29年4月1日までに稼働させなければならないと考えている。

2 環境影響評価書に対する意見

本市に提出された環境影響評価書では、「ストーカ方式」、「ストーカ+灰溶融方式」及び「ガス化溶融方式」のそれぞれの処理方式における最大の環境負荷を前提として予測・評価されており、一つの処理方式の予測・評価に比べ、より安全側の評価が行われ、環境への影響に最大限配慮された評価書であると認められる。

従って、本市は、この環境影響評価書については、適正に予測・評価されているものと判断しているところである。

なお、本市が計画している河原インター山手工業団地は、鳥取県環境影響評価条例の対象外の事業であるが、本事業の調査・予測・評価の情報を最大限尊重し、環境に配慮した対策を講ずるものである。